

●香川県告示第245号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成27年8月4日

香川県知事 浜 田 恵 造

変 更 年 月 日	名 称		所 在 地	開 設 者
	変 更 前	変 更 後		
平成27年 4月1日	まんのう町立美合診療所	まんのう町国民健康 保険美合診療所	仲多度郡まんのう町 川東1493番地	まんのう町長 栗田 隆義
平成27年 4月1日	まんのう町立造田診療所	まんのう町国民健康 保険造田診療所	仲多度郡まんのう町 造田1982番地1	まんのう町長 栗田 隆義